

## 金融ADR 仲裁人候補者

写 真	氏 名	佐々木幸孝
	ふりがな	ささきゆきたか
	事 務 所	亀戸法律事務所
	住 所	東京都江東区亀戸6-57-19 丸字本社ビル6階
	電 話	03-5609-5586
	F A X	03-5609-5584

<p>主な経歴 (登録年月日, 弁護士活動 や主な公益活動等)</p>	<p>1. 弁護士登録年月      1979年4月</p> <p>2. 委員会関係 東京弁護士会消費者問題特別委員会委員長(96～97年度)、現在同委員会委員、日弁連消費者問題対策委員会委員、日弁連不当収益・集合訴訟ワーキング・グループ座長。</p> <p>3. その他(著書, 公職など) 専修大学法科大学院客員教授(非常勤・消費者法)、東京都消費者被害救済委員会委員など。 主な著作として『ガイドブック消費者契約法』共編著(法学書院)、『消費者法の法的論点と実務』共著(ぎょうせい)、『銀行の融資者責任』共著(東洋経済新報社)など。</p>
金融機関側・顧客側の別	金融機関側    ・    ○顧客側
主な取扱い分野	消費者取引一般、約款問題。
あつせん人・仲裁人の メッセージ	

--	--

東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会は，貴職からいただいた個人情報を以下の目的で利用及び第三者への提供をすることがあります。

1. 上記でいただいた情報をあっせん人・仲裁人候補者名簿に登載するほか，紛争解決センターでのあっせん・仲裁手続において，当事者があっせん人・仲裁人の選択を希望する場合，あっせん人・仲裁人候補者名簿の閲覧，交付等による提供を行います。
2. 委嘱した事件の書類等の送付・事務連絡のために利用し，当事者に提供することがあります。
3. 各種事務連絡，研修等ご案内を行うために利用することがあります。